

## 特定建設作業実施届出の概要

相模原市における騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出等についてまとめたものです。  
 なお、都市計画法に定める工業専用地域及び城山、津久井、相模湖、藤野地区については騒音規制法及び振動規制法の指定地域外となっており、特定建設作業実施届出書の届出の必要はありません。

### 1 特定建設作業について

騒音規制法及び振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音・振動を発生する作業を「特定建設作業」と定め、あわせて届出義務等を規定しています。

ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは特定建設作業に該当せず、届出は不要です。

#### 特定建設作業の一覧

建設作業の分類	騒音規制法で規定された作業	振動規制法で規定された作業
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
びょう打機を使用する作業	2 びょう打機を使用する作業	
さく岩機、ブレーカーを使用する作業	3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
空気圧縮機を使用する作業	4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		2 鋼球を使用して建築物その他工作物を破壊する作業
舗装版破砕機を使用する作業		3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
バックホウを使用する作業	6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	
トラクターショベルを使用する作業	7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	

ブルドーザーを使用する作業	8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	
---------------	--	--

【騒音規制法・振動規制法施行令別表第2】

2 特定建設作業実施届出について

(1) 届出日

特定建設作業を実施する日の7日前まで（作業開始日-8日）に届出してください。

ただし、災害その他非常事態の発生により緊急に行う場合等、7日前までに届出することについて例外を認める場合があります（この場合も届出は必要となります。）。

(2) 作業時間等

午前8時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の範囲内で作業を計画してください。（相模原市環境保全に関する条例に基づく指導）

日曜日、休日については特定建設作業の実施を自粛する計画をお願いしています。

(3) 周辺住民への説明等

特定建設作業の実施前に当該工事現場の周辺住民に対して、その作業の内容、騒音及び振動の防止対策等を説明（説明会、資料配付等）してください。（相模原市環境保全に関する条例に基づく指導）

(4) 届出に添付する資料

- ・ 特定建設作業を実施する場所の付近の見取図（周辺住民への説明範囲を明示）
- ・ 建設工事の工程表（特定建設作業を実施する期間を明示）

3 勧告、命令

特定建設作業による騒音又は振動が環境大臣の定める基準に適合せず、かつ、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められているときは、騒音又は振動の防止の方法や作業時間の変更に関する改善勧告・命令がなされる場合があります。

(1) 勧告の要件

ア 敷地の境界線において騒音 85dB を超えるとき、又は振動 75dB を超えるとき

イ 周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき

(2) 勧告の内容

ア 騒音・振動対策の変更

（例）遮音壁/板、囲い及び消音装置の設置、防振装置の設置、位置の変更等

イ 作業時間の変更

（例）作業時間短縮、夜間作業休止、休止日の設定、日曜・休日を別の日に変更

下表の範囲内で作業時間の変更を勧告します。

区域	作業時間	1日の作業時間	同一場所における連続作業日数	日曜・休日における作業
1号区域	午前7時～午後7時	10時間以内	6日以内	日曜日その他の休日
2号区域	午前6時～午後10時	14時間以内	(休止日の設定)	以外の日に変更

注 (1) 1号区域 指定地域のうち下記2号区域以外の地域

(2) 2号区域 指定地域のうち工業地域内で学校、保育所、病院・入院施設、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地から80mを越える地域

4 報告及び検査

(1) 特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、施設の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。

(2) 特定建設作業を伴う建設工事現場に立ち入り、物件を検査することがあります。

5 罰則

改善命令に従わなかったとき、届出を怠ったとき、報告又は立ち入り検査を拒んだときなどには、罰則を適用することがあります。

6 届出先及び問い合わせ先

相模原市環境経済局環境部環境保全課

所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 相模原市役所本館 5階

電話：042（769）8241（直通）

特定建設作業実施届出書

記載例(点線\_\_箇所が記載箇所です。)

令和〇〇年 〇月 〇日

作業の7日前までに届け出ること(2部提出)。

相模原市長 殿

宛て先が「相模原市長」であることを確認すること。

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

相模原市中央区〇-△-□  
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇

電話番号

届出者は工事の元請業者。共同体の場合は代表会社  
042-〇〇〇-△△△△

特定建設作業を実施するので、

{ 騒音規制法第14条第1項(第2項)  
振動規制法第14条第1項(第2項) }

の規定により、次のとおり

届出ます。

該当しない箇所は取り消し線を入れること。

建設工事の名称		〇×ビル解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類		鉄筋コンクリート5階建			
特定建設作業の種類	騒音規制法		振動規制法		
	一 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 二 びょう打機を使用する作業 ③ さく岩機を使用する作業 ④ 空気圧縮機を使用する作業 五 コンクリートプラント又はアスファルトプラント設けて行う作業 六 バックホを使用する作業 七 トラクターショベルを使用する作業 八 ブルトナーを使用する作業		一 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 二 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 三 舗装版破砕機を使用する作業 ④ ブレーカーを使用する作業  該当するものに○をつける、若しくは該当しないものに取り消し線を入れること。		
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	機械の名称	型式及び仕様	機械の名称	型式及び仕様	
	ジャイアントブレイカー	BT-〇〇	コンプレッサー	AIR× <sub>2</sub> 37kw	
特定建設作業の場所	中央区△△ 〇-〇-〇				
特定建設作業の実施の期間	自	〇〇年 〇〇月 〇〇日	至	〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	自	8時	作業終了	至
	作業日	日・休日を除く		実働時間	8時間
騒音・振動の防止の方法	低騒音・低振動の建設機械を使用				正午から午後1時までを除いた実働時間を記載すること。
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	相模原市南区〇〇 △△		株式会社××× 代表取締役〇〇 電話番号 042-〇〇〇-1111		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△ △△		電話番号 042-〇〇〇-2222		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	相模原市緑区△△ 〇-〇-〇		有限会社△△△ 代表取締役 △△ △△ 電話番号 042-△△△-3333		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇 〇〇		電話番号 042-□□□-3333		
添付資料	(1) 特定建設作業を実施する場所の付近の見取図(事前説明済の範囲を明示) (2) 建設工事の工程表(特定建設作業を実施する工程を明示)				
※ 受理年月日	添付書類欄にある書類を添付すること。見取図には、事前説明を行った建物等がわかるように				
※ 審査結果	マーカー等で色をつけること。工程表には、特定建設作業を実施する工程を記載すること。				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2・振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。  
 3 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。  
 5 ※印の欄には、記載しないこと。  
 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

届出日計算方法 提出日=作業開始日-8日間